

松山市景観整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 景観計画区域（景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。次条第5号及び第3条第1項において同じ。）における良好な景観の形成を図るため、景観整備に要する費用に対し、予算の範囲内において松山市景観整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 植栽基盤 植物の根が支障なく伸長して水分や養分を吸収することのできる条件を備えた一定規模以上の広さを有する土層であって、植栽の用に供せられるものをいう。
- (2) 屋上緑化 建築物の屋上を樹木、地被植物及び多年草（以下「樹木等」という。）で覆って緑化することであって、植栽が長期間継続して生育するために必要な植栽基盤を有するものをいう。
- (3) 屋上緑化施設 建築物の屋上に設置した樹木等並びに防水・防根施設、植栽基盤（可動式植栽基盤の場合は、1基当たりの容積が100リットル以上のものに限る。）及びかん水施設（これらに附属する給水施設及び管理用通路を除く。）をいう。
- (4) 屋外広告物等 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。
- (5) 既存不適格屋外広告物等 松山市屋外広告物条例（平成11年条例第31号）の施行前に、愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）に基づき適正に設置された屋外広告物及びこれを掲出する物件並びに景観計画区域内におい

て、当該景観計画区域が定められる前に松山市屋外広告物条例に基づき適正に設置された屋外広告物及びこれを掲出する物件で、同条例に規定する許可基準を満たしていないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、景観計画区域において、屋上緑化並びに既存不適格屋外広告物等及び屋外広告物等の撤去を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 国、地方公共団体又はこれらに準じる機関

(2) 本市の市税を滞納している者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1のとおりとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費並びに補助金の額及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書(第2号様式)

(2) 工事関係図書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 屋上緑化事業においては、最低5年間は樹木等の育成及び管理に努め、これを撤去又は放置しないこと。ただし、植え替えはこの限りでない。

(2) 屋外広告物等撤去事業においては、屋外広告物等の撤去後に同じ場所に屋外広告物等を設置しないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

(補助事業の内容の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、事業変更承認申請書（第4号様式）に事業内容変更明細書（第5号様式）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の増減を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の内容の変更を承認するときは、事業変更承認通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに、事業遅延等報告書（第8号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の進行状況について市長から報告を求められたときは、市長が指定する日までに、事業状況報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績書（第11号様式）
- (2) 収支決算書（第12号様式）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査

し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業を廃止したとき。
- (2) この要綱又は補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、既に交付した補助金があるときは、補助金返還通知書(第14号様式)により、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

4 補助事業者は、補助金の返還を命じられた期日までに補助金を返還しなかったときは、当該期日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年3.6パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助金に係る帳簿その他証拠書類を整備し、補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下この条及び次条において「取得財産」という。)について、補助事業が完了した後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について台帳を作成し、その管理状況を明らかにしてお

かなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、取得財産のうち市長が別に定めるものを補助金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は改修し、若しくは解体しようとするときは、財産変更(処分)承認申請書(第15号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を受けて取得財産を処分することにより補助事業者に収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

付 則(平成30年3月13日要綱第3号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業	要件
屋上緑化事業	<p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定に基づく基準に適合し、屋上緑化施設の設置が可能な建築物の屋上緑化であること。</p> <p>(2) 屋上緑化施設を新設する場合は、屋上緑化施設の面積が屋上面積の50パーセント以上であること。</p> <p>(3) 屋上緑化施設を増設する場合は、既存の屋上緑化施設の面積と増設した屋上緑化施設の面積を合算した面積が屋上面積の50パーセント以上であり、かつ、当該合算した面積が屋上面積に占める割合が増設前より減少していないこと。</p>
既存不適格屋外広告物等撤去事業	<p>(1) 自己の所有する既存不適格屋外広告物等を撤去するものであること。</p> <p>(2) 既存不適格屋外広告物等の撤去後において、既存不適格屋外広告物等に関する権利関係について支障を生じないものであること。</p>
屋外広告物等撤去事業	<p>(1) 公共の場所から容易に望見される屋外広告物等の撤去であること。</p> <p>(2) 建築物の屋上部分となる階段室、昇降機塔、物見塔その他これに類するものの壁面、建築物の屋上、建築物の最上階のひさしの上又は建築物の屋上の工作物に表示し、又は設置する屋外広告物等の撤去であること。</p> <p>(3) 市長が良好な景観の形成のために撤去が必要と認める屋外広告物等の撤去であること。</p>

備考

- 1 屋上緑化施設を増設した場合は、増設した部分のみを補助金の交付の対象とする。
- 2 屋上緑化施設の面積は、樹木の樹冠及び地被植物で被われている部分（投影面が樹木の樹冠の投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積を合計する方法により算出する。この場合において、樹木1本当たりの緑化面積は、当該樹木が成木に達したときの樹冠の水平投影面積を用いるものとし、高木については7平方メートル、低木については高木の10分の1を限度とする。

別表第2（第5条関係）

事業	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
屋上緑化事業	(1) 樹木等の購入及び植栽，客土の購入並びに支柱の設置等に要する費用 (2) 防水・防根施設，植栽基盤，かん水施設の整備に要する費用	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし，同一建築物につき1回限りとする。	100万円
既存不適格屋外広告物等撤去事業	既存不適格屋外広告物等の撤去に要する費用	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	50万円
屋外広告物等撤去事業	屋外広告物等の撤去に要する費用	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし，同一敷地内の屋外広告物等につき1回限りとする。	50万円

備考

- 1 屋上緑化に伴う整備（建築物の構造補強及びベンチ，飛石，照明，転落防止柵等の設置）に係る費用は，補助対象経費としない。
- 2 補助金の額が1,000円を超える場合で，補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは，その端数を切り捨てる。